

(様式第4号)

上田市障害者施策審議会 会議概要

1 審議会名	上田市障害者施策審議会
2 日時	令和元年6月28日 午後3時00分から4時30分まで
3 会場	丸子地域自治センター3階第1会議室
4 出席者	伊藤委員、遠藤委員、小沼委員、片山委員、小池委員、上坂委員、小林(彰)委員、中村委員、花岡委員、宮下(千)委員、宮下(直)委員、吉池委員
5 市側出席者	堀内障がい者支援課長、下村丸子市民サービス課長、杉山真田市民サービス課長、小平障がい者支援担当係長、弓掛主査
6 公開・非公開	公開 ・ 一部公開 ・ 非公開
7 傍聴者 0人、記者 0人	
8 会議概要作成年月日	令和元年7月17日

協 議 事 項 等

1 開 会 (障がい者支援課長)
2 福祉部長あいさつ (欠席により省略)
3 改選委員等について 人事異動に伴う改選 花岡委員、櫻井委員
4 正副会長の承認について 会 長：小林 彰 委員 副会長：片山優美子 委員 (会長、副会長が病気等により前回欠席のため、今回会議にて正式に決定。)
5 正副会長あいさつ
6 協議事項 (司 会) 小林彰会長
(1) 条例の骨子について ・資料に沿い、障がい者支援担当係長より概要について説明
(委 員) 当審議会では、これまで計画について審議することが多かったが、今回条例を策定する件について審議することとなった経緯を確認したい。
(事務局) 当審議会は、これまで計画について審議いただく機会が多かったわけだが、条例についても審議いただくという点で、前回1月の審議会で提案させていただいた。平成に入り、障がい者の虐待防止や差別解消に向け、国が法令を整備してきた中で、障がいへの理解促進や障がい者差別解消等を目的に、手話言語条例を制定する動きが全国的に拡大している。当市においても、新市長が積極的に推進していく方針を示しているところであるが、手話に特化したものではなく、あらゆる障がい者のコミュニケーション手段に関する条例制定に向けて、当審議会でご意見賜りたいということをお願いしている。
(委 員) 制定の経緯や表題からすると、視覚、聴覚に限らず障がい全般を対象にしているようだが、一方で、内容を見ると視覚障がいと聴覚障がいに焦点を当て、コアにしているようにも見受けられるため、条例の制定趣旨と内容がミスマッチではないか。視覚障がいや聴覚障がいに絞らずに幅広く対象にした方が、共生社会という目的にはふさわしいという点では賛同する。
(事務局) 視覚、聴覚に限らず、発達障がいや肢体不自由なども含め、あらゆる障がいを含めた共生社会の実現というのが目指すところである。県で平成28年に手話に特化した条例、すなわち手話言語条例が制定され、また、今年度は障がい者差別解消条例を検討するとの報道もあった。全国的には、全国1,700の自治体のうち約15%が関連条例を制定しており、半数以上の県でも関

連条例を制定している。そうした中、当市においては、国の法令に沿いつつ、共生社会の実現を大きな柱とした条例を制定したいと考えている。

(委員) 法令があり、県の条例がある中で、市の条例の位置づけはどうなるのか。

(事務局) 県に手話言語条例がある中で、同じ内容で市が条例を作っても意味がないというのはお見込みのとおり。幅広く、それでいて上田市の特性を活かした条例を作りたいと考えている。県内唯一の点字図書館があること、読書バリアフリー法が制定されるという中、上田市として特徴ある条例をと考えている。

(委員) 表題からは視覚、聴覚障がい者の人のコミュニケーションにウェイトを置いているように思える。中身のミスマッチ感がぬぐえない印象がある。

(事務局) 表題も仮称であり、中身も骨子であるため、他市条例等を参考に検討して参りたい。事前配布資料及び本日お配りした参考条例を見ていただくと、手話等に特化したものや幅広いものなど様々であり、当市は、幅広く対象にした条例にする方向である。

(委員) なぜ条例として制定する必要があるのか、ということをきちんと説明する必要がある。市民に、なぜ今これが必要かを理解してもらう必要がある。資料を見て、手話言語条例は分かりやすいが、コミュニケーション手段等の条例は分かりにくいという印象を持った。対象が幅広くなるとわかりにくいのは仕方がないが、もっとわかりやすくできないか。それから、事業者に学校や医療機関は含まれるのか、他市条例にある施策推進協議会は上田市でも作るのかという点を確認したい。

(事務局) なぜ今この条例を、という点をご指摘の通り重要なことであると考えている。パブリックコメント等で市民のご意見をいただきたいと考えている。

中身のわかりやすさという点では、狭くすれば分かりやすく、幅広くすれば分かりにくくなる。上田市の特性を活かしつつ、市民に分かりやすい条例にしていくかということを改めて検討していきたい。

学校や医療については、事業者や市民というところに含まれるものと考えている。

あらためての協議会の設置は考えてはいない。この審議会で意見をいただくとともに、制定後の施策等についても引き続きご意見をいただきたいと考えている。

(委員) 理念条例の性質については、具体的な施策とか計画ではなく、市や市民が目指す方向性を示すものと捉えてよいか。

(事務局) 理念を表明する条例ではあるが、条例を作って作りっぱなしというわけにはいかないため、市の責務や関係機関の役割を定めるなど、少し踏み込んだ内容を盛り込みたいと考えている。

(委員) 2、3年前に障害の「害」の字については平仮名で表記することとなったはずだが、今回の条例(案)は、なぜ漢字の「害」を使うのか。

(事務局) 「害」の字については、法令等では漢字を用い、人や状態を表すときは平仮名を用いることとしている。平仮名にできるところがあれば平仮名にするよう精査していく。

(委員) 条例制定までの日程について、どのように進めていくのか。

(事務局) 前回会議でも簡単なスケジュールをお示ししたが、条例については年度末の3月議会で審議し、令和2年4月1日施行を目指している。タイトなスケジュールではあるが、秋までに素案を作り、パブリックコメントを行いながら進めていきたいと考えている。

(委員) 読書バリアフリー法とは何か説明いただきたい。

(事務局) 読書バリアフリー法は私どもも今月中旬に新聞報道で知ったところであるが、今月中旬に国会で成立した。視覚だけでなく、様々な障がい者が読書しやすい環境を整えることを目指している。国や自治体の責務として、音声読み上げの電子書籍や読書機の普及など、財政措置をしていく方針であると聞いている。

(委員) 対象は障がい者に限定されるのか。

(事務局) 障がいがなくとも、読書が困難であるという人を含むのではないかと見込んでいる。

(委員) 県の差別解消条例の制定はいつ頃になるのか。

(事務局) 県に進捗状況を確認したところ、令和2年4月1日施行を目指しているとのこと。現時点では全国で33の都道府県が関連条例を制定しているため、長野県は全国で34番目となる見込

み。特徴などの考えを県に聞いたところ、現段階では第一回目の審議会を開催したばかりであり、他県の条例を示しつつ、審議会で意見をいただいている最中であるとのこと。ただ、県の差別解消条例も、共生社会の実現ということを大きな柱にしているという点は、当市と同じであると聞いている。

(委員) 県が作るのであれば、その中で市はどう濃淡つけるのか、特徴づけるか、県とも連携しながら検討してほしい。

(委員) 県は過去にも差別解消条例の制定を検討していたが、差別解消法ができるという話が出たため条例制定を見送った経緯がある。当時私も委員だったが、検討の過程では、何が差別か、何が合理的配慮かといったことも事例を挙げて検討するなど、かなり具体的な検討がなされていた。

(委員) 法律よりも具体的にしていこうということであれば、何を差別とするのか、市の独自性を出すポイントになると思う。

## (2) 各種計画策定に向けたニーズ調査のためのアンケート内容について

- ・資料に沿い、障がい者支援担当係長より概要について説明

(委員) 8月実施予定とのことだが、アンケートはまだ出来上がっていないという理解でよいか。

(事務局) お見込みのとおり。

(委員) 災害時の項目について、健常者あての設問案として、有事の際に手助けできるかという問いはどうか。特に、身近な障がい者がいるかという問いがあるので、その身近な障がい者に対して手助けができるか、という観点で答える項目がよいのではないか。

要援護者については、高齢者の一人暮らしは相当数の情報があるが、障がい者については情報開示がない。福祉総合計画の中で、高齢者支援事業が実施されており、やってもらいたいこととやりたいことのマッチングがなされている。障がい者支援でも同様に、マッチングできないか。今後活かせるアンケート内容にしてもらいたい。

(事務局) 健常者向けの項目については、改めて検討して参りたい。

また、アンケートを計画等に反映するようという意見については、来年度の計画策定と今年度末の条例制定に向けたアンケートであるため、当然その結果は反映させるなり活用していきたいと考えている。具体的な施策への反映を考えるうえでは、上田市だけで解決できるのか、圏域の課題なのかという点も考える必要があるため、圏域で協議する場において当該アンケート結果は有効に活用したいと考えている。

(委員) 障がい種別によって特性が異なるため、種別ごとのアンケートがより有意義であると思う。前回計画策定時のアンケートでは、障がい別ではなく3障がいまとめられた結果しかいただいている。障がい者としてまとめてではなく、障がい別の集計やクロス集計をしてほしい。

(事務局) 障がい別の集計やクロス集計は行う予定である。

(委員) 障がい者あてのアンケートについて、この送付割合の根拠は。

(事務局) 市民の手帳所持割合を参考にしている。身体障害者手帳所持者が約 6,300 人、精神障害者保健福祉手帳所持者が約 1,700 人、療育手帳所持者が約 1,600 人であり、これを勘案してこのとおりとなった。

(委員) 国の統計では身体障がい者が約 436 万人、精神障がい者が約 392 万人、療育手帳所持者が約 108 万人となっており、精神障がい者は身体障がい者に迫る数だが、上田市は全国の状況と乖離しているのか。

(委員) 国の統計は、精神障がい者の中に、通院だけで手帳を所持していない者を含んでいるものと考えられる。上田市はあくまでも手帳所持者に限定したということだと思う。

(事務局) お見込みのとおり、手帳所持者に限定した。

(委員) 健常者の 1,000 人の年齢の内訳はどう考えているか。

(事務局) ランダムに抽出する予定で年齢分けは想定していなかったのですが、今後検討していきたい。

(委員) 手帳所持者ではなくても、要介護者は障がい者扱いでよいと思うので、健常者あての対象者も精査した方がよいと思う。

それから、社会参加について、自力ではなく支援があっても参加なので、参加しているかいないかがポイントではないか。できなければ支援を受けるのは当たり前と思う。

(事務局) 貴重なご意見をいただいたので、検討材料とさせていただきます。

(委員) 交流や関わりの項目について検討してもらいたい点がある。障がい児宛のアンケートに「交流」という項目がないので、ニーズや満足度を図るためにも項目の追加をお願いしたい。

(事務局) 交流について、お子さんや保護者の方の意見が確認できるような項目を検討していきたい。そのほか、項目や視点として抜けている点がないかという点についてもご指摘いただきたい。前回の計画策定に向けたアンケートを基本としつつ、条例制定に向けた設問を追加していることをご承知いただきたい。

(委員) 就労の設問について、どこに就職したかという問いは、企業名まで求めるようなものか。

(事務局) そこまでの各論を求めるものは考えていないため、企業名まで求めるものではない。

(委員) 正規か非正規かなど、就労形態などまで問うようにしたらどうか。

(事務局) 検討させていただきます。

(委員) 重度障害者用意思伝達装置などのコミュニケーション手段の道具の購入については、在宅要件などがあり、補装具や日常生活用具の給付対象から漏れる者がいる。利用促進を目指すというのであれば、給付拡大を検討いただきたい。

(事務局) 貴重なご意見をいただいた。市としても予算の都合があるため即答はできないが前向きに検討したい。また、読書バリアフリーの件で、国や県も財政措置をしていくということであるので、国や県の予算措置に期待したい。

(委員) アンケート内容からは外れてしまうが、医療が発達したせいなのか、身体障害者手帳が取得できない、取得する必要があるケースが増えてきているように思う。そのため、身体障害者福祉協会の会員が減少し、会の運営が厳しくなっている。高齢化に伴い会の役員の担い手もない。会への支援金の額も少なくなっているのが心配。

(委員) 障がい者の送付割合について、身体障害者手帳所持者約 6,500 人のうち半数は高齢者と思われるため、年齢を加味して再精査してほしい。また、計画の見込量を算定できる根拠資料になりうるよう、設問を検討いただきたい。

虐待については、児童虐待、高齢者虐待などがある中で、どれに該当するのか市民目線でわかるのか。障がい児の虐待は児童虐待に分類されるので削除してもよいのではないか。

日本では3障がいに分類するのが主流であるが、海外ではその支援者、介護者も障がい者という扱いで支援対象になっているので、健常者あてのアンケートについても、障がい者向けのものと同動したものができればよいのではないかと思う。

## 8 事務連絡

## 9 閉会 (障がい者支援課長)